

其事業に及ぶる命令を以て受けることあり

本人及びその親族の親族

本人及びその親族の親族

本人の親族の親族の親族

本人の親族の親族の親族

本人の親族の親族の親族

本人の親族の親族の親族

本人の親族の親族の親族

本人の親族の親族の親族

本人の親族の親族の親族

本人の親族の親族の親族

本人の親族の親族の親族

本人の親族の親族の親族

本人の親族の親族の親族

第三十三條 積立金返還ハ本人又ハ其指定シタル受取人ニ交附スルモノトス若シ本人死亡ノ場合ハ工場法ノ規定ニ從ヒ扶助料ヲ受クベキ者ニ返還スルモノトス

第六章 職工服務規定

第三十四條 職工ハ就業中作業相當ノ服装ヲナスベク裸体又ハ一切ノ醜キ風体ヲ嚴禁ス

第三十五條 工場ノ内外ヲ問ハズ苟モ工場ノ風紀秩序ヲ紊シ若クハ刑罰ニ觸ルル等ノ所業アルベカラズ

第三十六條 技術ノ秘密及業務ノ内容等ハ決シテ之ヲ他人ニ洩ラスベカラズ

第三十七條 就業中ハ一切他人ト面會ヲ許サズ

第三十八條 就業中ハ安リニ自己ノ受持場所ヲ離ルベカラザルハ勿論業務以外ノ高談放歌ヲ禁ズ且ツ飲食喫煙スベカラズ

第三十九條 工場内ニ於テ喧嘩口論其他不穩ノ舉動アルベカラザル